

奄美・琉球世界自然遺産候補地 管理計画の枠組みの見直しについて

1. 「連続性のある資産」における管理計画の枠組みのあり方

世界遺産条約履行のための作業指針においては、『114. 「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる』とされている。

管理計画（案）の検討・作成に当たっては、この作業指針を基本とするが、世界自然遺産の管理に関するマニュアルの一つとしてユネスコから 2012 年に出版された「Managing Natural World Heritage」（2012, UNESCO）では、『「連続性のある資産」における管理計画のつくり方として、全ての地域をまとめる包括的計画をもつことが可能か、もしくは全ての地域に対する上位の戦略的枠組と構成要素ごとの行動的計画との組合せとするかについては、構成要素の地理的關係や法的枠組みに応じて、保全管理が効果的に機能するように決定すべきである』としている。

また、既に世界遺産リストに掲載されている自然遺産のうち「連続性のある資産」に関する分析結果を取りまとめて IUCN が 2009 年に公表した「Serial natural World Heritage Properties (2009, IUCN)」においても、「連続性のある資産」として登録された既存の世界自然遺産における管理計画について、以下のような分析を行っている。これによれば、「連続性のある資産」として登録された既存の世界自然遺産の 36% が全体の資産を一つの管理計画にまとめているが、28% は個別の管理計画と合同の枠組みやガイドライン等との組合せであり、17% は個別の管理計画と管理組織のみであることがわかる。

質問 11: 世界自然遺産に登録されているシリアル・プロパティ（複数の構成資産からなる資産）には、単一の管理計画がありますか？

答え: 世界自然遺産に登録されているシリアル・プロパティの 36% は、複数の構成資産に対して単一の（統合した）管理計画（あるいは、管理システム）をもっています。資産管理の形態は多種多様であり、「管理計画がない」場合、構成資産ごとに個別の管理計画又は組織がある場合、個別の管理計画が共通の枠組み、コンセプト、ガイドラインなどで関連付けられている場合、共通の管理計画をもつ場合が存在します。IUCN は、世界自然遺産として推薦されたシリアル・プロパティの評価を行う際、すべての構成資産を対象とする全体的な管理の枠組みがあるかどうかについて必ず質問します。現状の概要を図 10 に示します。また、附表 1 として、現在登録されている資産についての管理に関して整理した表を添付します。

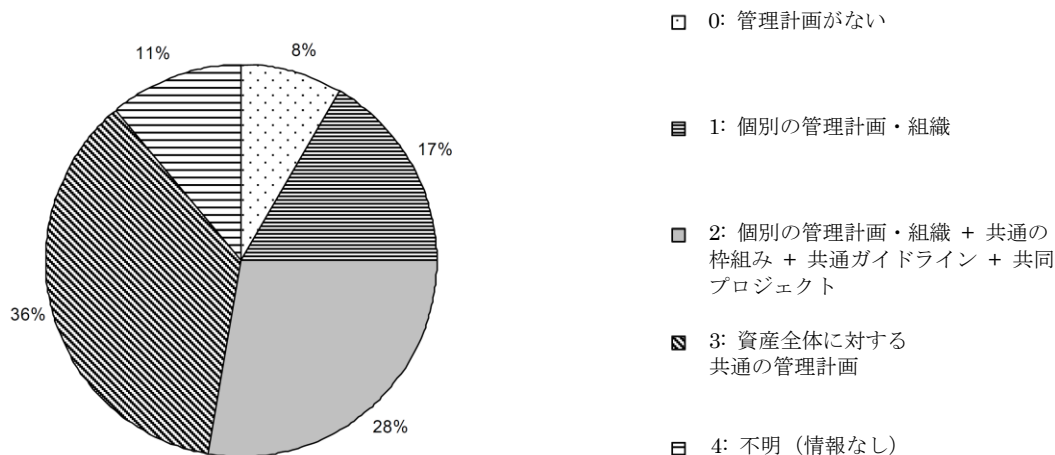


図 10: 世界自然遺産のシリアル・プロパティに係る管理上の取り扱い

資料: 「Serial natural World Heritage Propaties」 (2009, IUCN) の抜粋・仮訳

2. 「奄美・琉球」における管理計画の枠組みの見直し

「奄美・琉球」の管理計画においては、昨年度まではできる限り全ての地域をまとめる包括的管理計画の作成を目指してきた。しかし、候補地である4つの島・地域が地理的にも分散しており、行政的にも2県12市町村が関わり、保護管理上の課題が各地域で異なるのみならず、個々の地域社会における世界自然遺産登録に対する認識や理解にも相当程度の違いが生じているのが現状である。

また、昨年度実施した「奄美ワーキンググループ」及び「琉球ワーキンググループ」での専門家意見では、遺産候補地である4地域全体を対象とした記載においては、地域全体を一つに捉えた観点の重要性や4地域全体で取り組むべき課題に対する共通の対応方針をより明確に示す必要があるなどの指摘がなされた。一方、各地域の課題に関しては、地元関係者による協議や参加を前提として、より具体的な取組や行動の計画、実行のための仕組みについて示すべきであるとの意見が出された。

今年度からは、昨年度設置された奄美及び琉球の各WGによる科学的側面からの検討・助言体制を維持し、必要に応じて新たな分野の専門家の参加を得るなど、体制の強化を図る。また、地域の参加のための連絡調整・合意形成の仕組みの確保と4つの遺産候補地が連携した管理体制の構築を目指して、新たに「奄美・琉球世界自然遺産候補地地域連絡会議」（以下、「地域連絡会議」という。）を設置することとした。地域連絡会議は主に4地域共通の内容に係る連携・調整の場としての機能を重視するものである。

さらに、各地域の管理に係る具体的な議論の場として、地域連絡会議の下に「奄美大島部会」「徳之島部会」「やんばる部会」「西表島部会」の各地域部会も設置されることとなった。これにより、4つの遺産候補地全体と個別の遺産候補地ごとの検討・調整の場が、それぞれ確保さ

れることとなった。

このような状況を踏まえて、昨年度に作成した管理計画構成案を見直し、「奄美・琉球」全体の包括的管理計画は共通の目的と戦略的枠組みや方針を定めた上位計画として位置づけ、その下位計画として地域別の行動計画を定めるという枠組みに変更するのが効果的であると考えられる。(検討体制は資料 1-3 参照)

平成 26 年度「奄美 WG」「琉球 WG」での意見の抜粋

<遺産候補地全体を対象とした記載について>

- ・管理方策について、各島別に記述されているが、その前に 4 地域を一つに捉えた観点での記述が必要ではないか。その他の記述についても、4 つの島それぞれの特徴だけでなく、4 地域全体を一つの大きな場所として捉えた観点で記述する必要がある。そのような観点を十分に考慮した書き方にすべきだと思う。(奄美 WG)
- ・奄美・琉球の地理的・歴史的な位置付けを明確にし、奄美・琉球世界自然遺産推薦地を共通の価値観に基づき統一的に管理する必要がある。同じような価値観で管理するという方針は当然あると思うが、その背景に守るべき対象があってはじめて共通の価値観ができるのではないか。(奄美 WG)
- ・管理の方策には 4 島共通のものもある。特に共通に分布する外来種の対策については全体として取り組むべき方策を示したほうが理解しやすい。(琉球 WG)

<各遺産候補地ごとの記載について>

- ・地元の方を含めた検討課題として環境教育と並行して、産業基盤を守ることにも進める必要があると思う。このようなことを見据えた取り組みが必要ではないか。(奄美 WG)
- ・能動的管理の必要性や方法については様々な可能性があり、様々な意見がある。全体として統一的に示すことは難しいと思うが、これができれば、奄美・徳之島・沖縄の 3 島の特徴を出しやすいのではないか。目指すべきイメージを地元で話す場ができないだろうか。林業関係の方や、地元で植物・菌類等を研究している方の意見も伺って、奄美・徳之島らしい世界遺産のあり方をもう少し具体的なイメージにできると良い。(奄美 WG)
- ・京都ビジョンでも世界遺産の保護を図っていくためには今後地域のコミュニティの役割が大きいとされている。地域との協働で、これまでの取組を超えるような取組を提示し、それらの取組が実行されるような仕組みを作ってほしい。(琉球 WG)
- ・西表島と沖縄本島では観光ポテンシャルが大きく異なることに留意する必要がある。現状の管理体制や所有形態を把握しながら慎重に方策を考えていかないと空疎な議論になってしまう可能性がある。(琉球 WG)
- ・今回提示された地域の課題についての解決策や、個別の検討会を立ち上げる必要性についての議論が必要ではないか。また、管理計画でもっとも重要なのはいかにモニタリングをするかという点である。本当に効果的なモニタリングを行うためにはモニタリングの方法の開発から行わなければならない。また、モニタリングに関しては地域の協力も必要なので、そのための仕組み作りも重要である。(琉球 WG)

3. 見直し後の「奄美・琉球」管理計画の枠組みと構成（案）

【包括的管理計画】 全地域を対象とした共通の目的・戦略的枠組み・方針を示した上位計画

目次構成（案）		目次構成（案）	
1.はじめに	2.遺産推薦地の概要 1) 位置等 2) 総説 3) 自然環境 4) 社会環境	5.管理の基本方針	6.管理の実施体制 1) 包括的管理と地域別管理の機能連携・調整の仕組み 2) 個別管理機関の役割と資源（費用・人材） 3) 情報共有・コミュニケーション・発信のツール
3.計画の基本的事項 1) 計画の目的 2) 計画の対象範囲 3) 計画の期間 4) 計画の進捗管理及び見直し 5) 下位計画及び他の計画との関係		7.おわりに	
4.管理の目標 1) 全体目標 2) 地域区分別目標			

「奄美 WG」「琉球 WG」からの科学的助言を得て、世界遺産に関する作業指針や各種マニュアルに示された要求事項を参考として、地域連絡会議により検討・調整・合意形成を図りながら策定する。

【構成資産別行動計画】 構成資産である各地域別の具体的な取組・事業の実施方針を示した下位計画

<徳之島地域行動計画>

<奄美大島地域管理行動計画>

<西表島地域行動計画>

<やんばる地域行動計画>

事業項目	実施主体	実施時期			事業の内容	達成目標【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期			
1) 遺産価値（生態系・生物多様性）の保全							
(2) 希少種の適切な保護・増殖							
1 希少野生動物の盗採パトロール	環境省 沖縄県 各村 森林組合	→			採取により個体群の存続に影響が出るような希少動植物種の保全を図るため、林道パトロール等を実施し、盗採を防止する。効率的なパトロール実施のため、国、県、町村、地元団体が連携して進める。	盗採による希少種の生息個体数の減少を回避する。 【盗採被害の発件数】	野生生物保護対策検討会
：	：	：	：	：	：	：	：
3) 遺産価値の保全と持続可能な観光利用との両立							
(1) 持続可能な観光・エコツーリズムの戦略的推進							
1 森林ツーリズムの推進	沖縄県 各村 ツーリズム関係各団体	→			遺産価値の保全を図るためのルールや制度の構築、来訪者が世界遺産の価値を体感できる質の高いプログラムの開発、利用者の受入、ガイドの養成、フィールドの管理等を担う地域の自立した組織・体制を構築し、やんばる型森林ツーリズム事業を持続的に実施する。	遺産価値の保全と観光による経済的効果の両立。【利用者の満足度、観光収入、指標種の確認個体数】	森林ツーリズム検討委員会
：	：	：	：	：	：	：	：

※「奄美 WG」「琉球 WG」からの科学的助言を得て、各地域部会において検討・調整・合意形成を図りながら各遺産候補地の管理に関する行動計画を作成し、地域連絡会議に諮って全体調整を行ったうえで策定する。